

長期収載品(後発医薬品のある先発医薬品)の選定療養について

令和6年10月からの医薬品の自己負担の新たな仕組みとして、後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。



患者さんへ

令和6年10月から後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方希望された場合は、特別の料金のお支払いをいただくこととなりました

特別の料金について

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当の料金

のことをいいます

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額の40円の4分の1である10円を通常の1~3割の患者負担額とは別にお支払いをいただくこととなります

- ・「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただくこととなります
- ・端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります
- ・後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します
- ・薬剤料以外の費用(診療費、調剤費)はこれまでと変わりません

※詳しくは、[厚生労働省のホームページ](#)をご確認ください 